

使用開始日 2026年5月26日

## 投資信託説明書 (交付目論見書)

# グローバルX チャイナテック・カバード・コール ETF

追加型投信 / 海外 / 株式 / ETF

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

**Global X Japan株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3174号

■受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

■委託会社の照会先

ホームページ

<https://globalxetfs.co.jp/>

受付時間 営業日の午前9時から午後5時まで

03-5656-5274

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

商品分類				属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	ETF	その他資産 (上場投資信託証券(株式))	年12回 (毎月)	アジア	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人資産運用業協会のホームページ[ <https://www.imaj.or.jp/> ]をご参照下さい。

#### 〈委託会社の情報〉

委 託 会 社 名	Global X Japan株式会社
設 立 年 月 日	2019年9月2日
資 本 金	25億円
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	8853億6百万円
	(2026年2月末現在)

- 本文書により行なう「グローバルX チャイナテック・カバード・コール ETF」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2026年5月8日に関東財務局長に提出しており、2026年5月24日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)



## ファンドの目的

高水準のインカム性収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

## ファンドの特色

1

Global X Hang Seng TECH Covered Call Active ETFの受益証券を通じて、香港の金融商品取引所に上場している株式に投資するとともに、Hang Seng TECH Indexを対象とするコール・オプションの売却を組み合わせたカバードコール戦略を活用し、高水準のインカム性収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

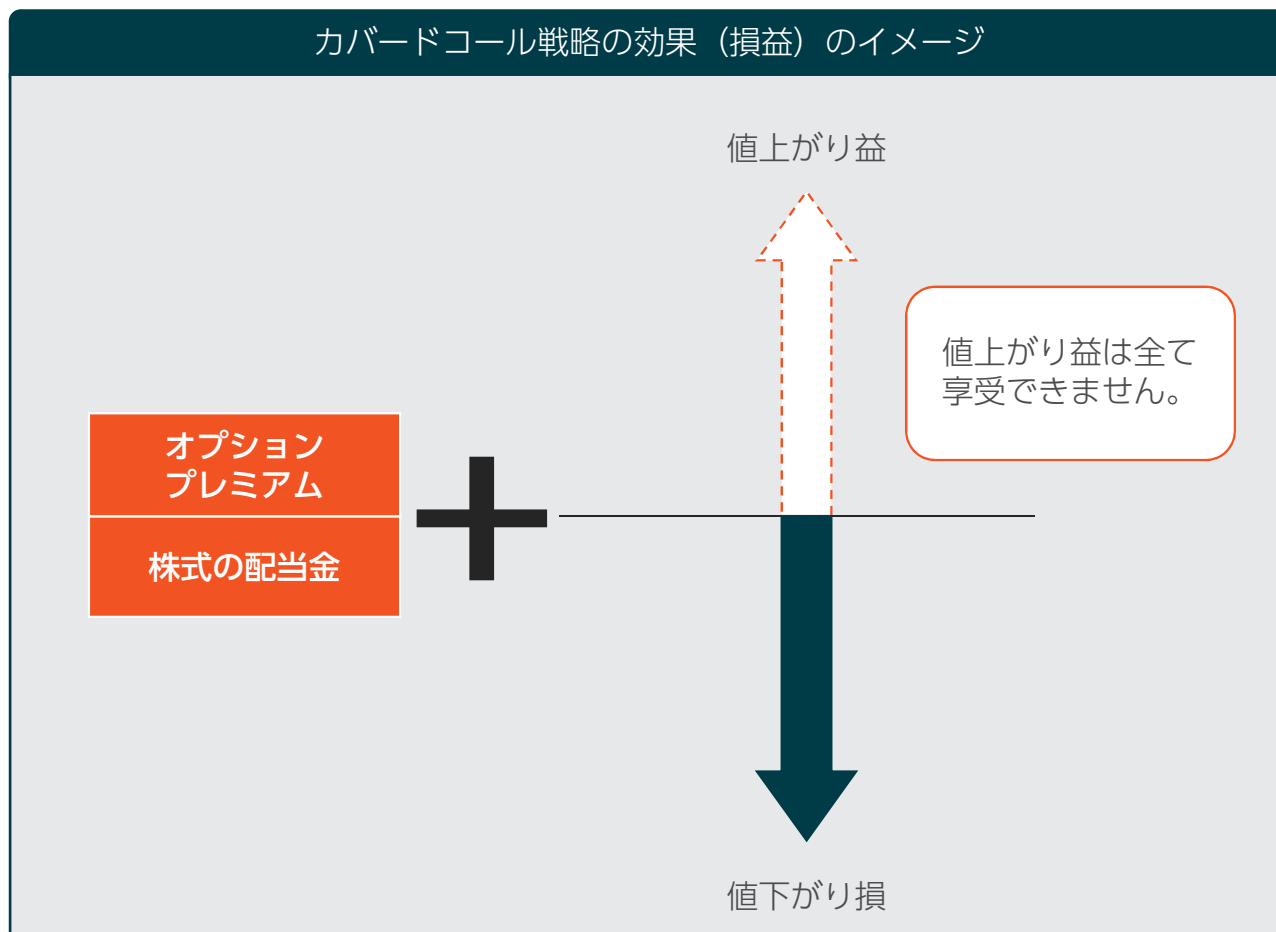
- Global X Hang Seng TECH Covered Call Active ETFの組入比率は、原則として高位を維持します。
- 運用の効率化を図るため、先物取引等を利用する場合があります。このため、ETFの組入総額と先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### Hang Seng TECH Indexについて

- Hang Seng TECH Indexは、Hang Seng Indexes Company Limitedが開発した、香港上場企業のうち、代表的なテック関連銘柄30銘柄から構成される株式インデックスです。

# ファンドの目的・特色

## カバードコール戦略の効果（損益）のイメージ



※上記はイメージであり、実際の株価、配当金、オプションプレミアムとは異なります。また、投資成果を示唆または保証するものではありません。

※上記はファンドが保有する株式の評価額の100%程度にかかるコール・オプションを売却した場合の1つの権利行使期間における損益を表したものであり、当ファンド全体の損益を表したものではありません。

※上記は株式の配当金の支払いおよびオプションプレミアムの獲得があったことを前提として損益を表したものです。

※当ファンドにおいて、カバードコール戦略の損益は毎営業日に時価評価され、基準価額に反映されます。



## 2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
  - 売買単位は、1口単位です。
  - 取引方法は、原則として株式と同様です。
- 追加設定は、現金により行ないます。
  - 追加設定は1万口以上100口単位となります。
- 解約請求により換金を行なうことができます。
  - 受益権をもって株式と交換することはできません。
  - 換金は1万口以上100口単位となります。
- 収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。
  - 名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所)が受託会社に登録されている者をいいます。

## 3 収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用(信託報酬)その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎月10日です。

(注)第1計算期間は、2026年9月10日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 主な投資制限

- 株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

# 追加的記載事項

## ●指数の著作権等について

Hang Seng TECH Index(以下「本指数」)は、Hang Seng Data Services Limitedからのライセンスに基づき、Hang Seng Indexes Company Limitedによって公表・算出されています。Hang Seng TECH Indexの名称および商標は、Hang Seng Data Services Limitedに帰属します。Hang Seng Indexes Company LimitedおよびHang Seng Data Services Limitedは、Global X Japan株式会社がグローバルX チャイナ テック・カバード・コール ETF(以下「本商品」)に関連して本指数を使用および参照することに合意していますが、Hang Seng Indexes Company LimitedおよびHang Seng Data Services Limitedは、いかなる証券会社、本商品の保有者、またはその他の者に対しても、(i) 本指数およびその算出、またはこれに関連するいかなる情報の正確性または完全性、(ii) 本指数またはその構成要素もしくはデータのいかなる目的への適合性または妥当性、(iii) 本指数またはその構成要素もしくはデータのいかなる目的での利用から得られる結果、について保証または表明を行うものではなく、いかなる種類の保証または表明も行わず、また暗示されることもありません。

本指数の計算および算出の手法や基準、関連する数式、構成銘柄や要素等は、Hang Seng Indexes Company Limitedによって予告なく変更または修正される場合があります。

適用法令で許容される範囲において、Hang Seng Indexes Company LimitedおよびHang Seng Data Services Limitedは、(i) Global X Japan株式会社が本商品に関連して本指数を使用または参照したこと、(ii) 本指数の計算におけるHang Seng Indexes Company Limitedによる不正確さ、遺漏、誤り、(iii) 本指数の計算に関連して他者から提供された情報の不正確さ、遺漏、誤り、不完全性、(iv) 上記に起因して本商品の証券会社、保有者またはその他本商品を取り扱う者が直接的または間接的に被った経済的その他の損失、に関して一切の責任や義務を負いません。また、Hang Seng Indexes Company Limitedおよび／またはHang Seng Data Services Limitedに対して、本商品に関連して、いかなる証券会社、保有者またはその他の取扱者が訴訟、請求その他法的手続きを行うことはできません。

したがって、いかなる証券会社、保有者またはその他本商品を取り扱う者も、本免責事項を十分に理解したうえで本商品を取り扱うものであり、Hang Seng Indexes Company LimitedおよびHang Seng Data Services Limitedに一切依拠することはできません。なお、本免責事項は、いかなる証券会社、保有者またはその他の者とHang Seng Indexes Company Limitedおよび／またはHang Seng Data Services Limitedとの間に契約上または準契約上の関係を創設するものではなく、そのように解釈されてはなりません。



## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

### 〈主な変動要因〉

<p>株 価 の 変 動 ( 価 格 変 動 リ ス ク ) ( 信 用 リ ス ク )</p>	<p>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p> <p>新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。</p> <p>当ファンドは、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があり、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。</p> <p>また、特定の分野に関連する銘柄に投資しますので、こうした銘柄の下落局面では、基準価額が大きく下落することがあります。</p>
<p>為 替 リ ス ク</p>	<p>外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p> <p>特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。</p> <p>当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。</p>
<p>カ ン ト リ ー ・ リ ス ク</p>	<p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。</p> <p>新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。中国への投資には、政策の変更等により株式市場や為替市場に及ぼす影響が先進国以上に大きいものになることが考えられます。</p>
<p>カバードコール戦略の 利用に伴うリスク</p>	<p>オプションプレミアムの水準は、オプション売却時の株価指数水準、権利行使価格、株価指数変動率(ボラティリティ)、満期日までの期間、金利水準、配当金額、需給等により決定されるため、変動します。</p> <p>株価指数水準や株価指数変動率の変動等によりコール・オプションの評価値が変動し、損失を被る場合があります。</p> <p>カバードコール戦略では、原資産価格が上昇した場合の値上がり利益が限定されるため、原資産のみに投資した場合に対して投資成果が劣後する可能性があります。戦略再構築を重ねた場合、原資産価格が下落しその後当初の水準程度まで回復しても、基準価額の回復は原資産価格に比べて緩やかになる可能性があります。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## リスクの管理体制

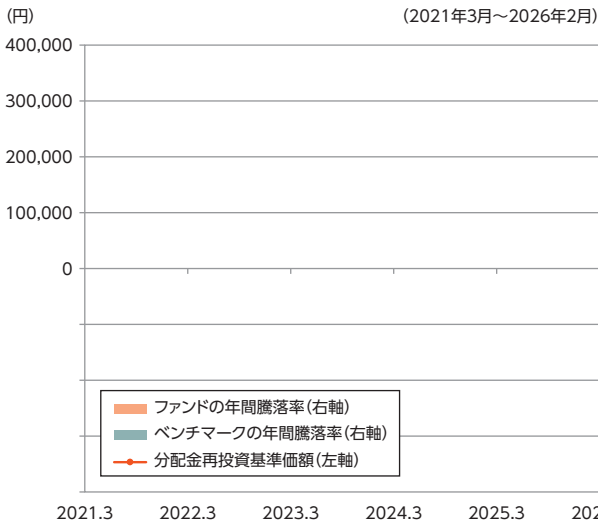
- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク等管理規程に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



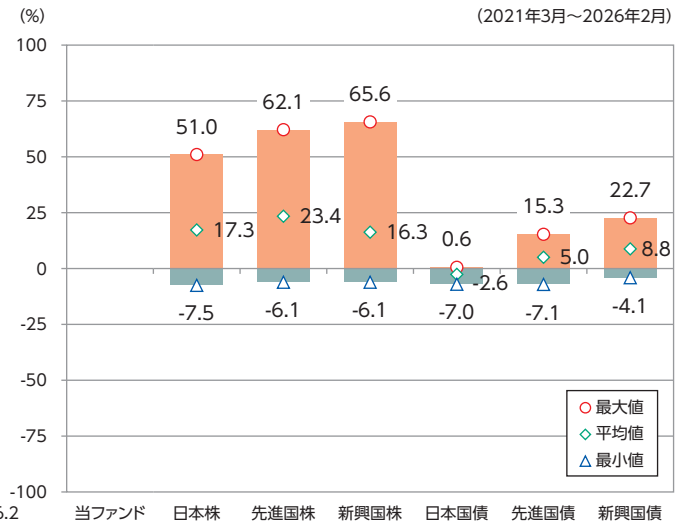
## 参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
  - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
  - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
  - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

- 日本株：Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)
- 先進国株：Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)
- 新興国株：Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)
- 日本国債：Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)
- 先進国債：Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ベース)
- 新興国債：Morningstar新興国ソブリン債指数(税引前利子込み、円ベース)

※指数について

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、Global X Japan株式会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、MorningstarグループがGlobal X Japan株式会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、Global X Japan株式会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、Global X Japan株式会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

# 運用実績

## 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

## 分配の推移

該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

該当事項はありません。

## 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。  
該当事項はありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



### お申込みメモ

購入時	購入単位	1万口以上100口単位
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(100口当たり)
	購入方法	追加設定は現金により行ないます。
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

換金時	換金単位	1万口以上100口単位
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(100口当たり)
	換金代金	換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

申込について	申込受付中止日	<p>〈購入申込みの受付けの停止〉                      ※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、購入申込みを受付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)</li> <li>2. 香港証券取引所の休業日と同じ日付の日</li> <li>3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>〈換金申込みの受付けの停止〉                      ※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、換金申込みを受付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)</li> <li>2. 香港証券取引所の休業日と同じ日付の日</li> <li>3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol>
	申込締切時間	原則として、午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
	購入の申込期間	2026年5月26日から2027年7月2日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付けの中止、取消しまたはその両方を行なうことができます。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受付けの中止、取消しまたはその両方を行なうことができます。

# 手続・手数料等

その他	信託期間	無期限(2026年5月26日当初設定)
	繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> <li>●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、投資対象ETFが上場廃止となる場合、その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた当ファンドの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、信託を終了(償還)させます。</li> <li>●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初設定日から3年を経過した日以降において、受益権の口数が5万口を下ることとなった場合</li> <li>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> </li> </ul>
	決算日	毎月の各10日 (注)第1計算期間は、2026年9月10日までとします。
	収益分配	年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。
	信託金の限度額	3,000億円
	公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[ <a href="https://globalxetfs.co.jp/">https://globalxetfs.co.jp/</a> ]に掲載します。
	運用報告書	—
	課税関係	課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。 上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※2026年2月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。



## ファンドの費用・税金

### 〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用				
	料率等	費用の内容		
購入時手数料	販売会社が定めるものとします。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。		
信託財産留保額	ありません。	—		
換金時手数料	販売会社が定めるものとします。	受益権の換金に関する事務等の対価です。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
	料率等	費用の内容		
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、次のイ.の額にロ.の額を加算して得た額	運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。		
	イ.信託財産の純資産総額に年率0.0275%(税抜0.025%)以内(提出日現在は、 <b>年率0.0275%(税抜0.025%)</b> )を乗じて得た額			
	ロ.信託財産に属する有価証券の貸付けにかかる品貸料に55%(税抜50%)以内の率(提出日現在は、55%(税抜50%))を乗じて得た額			
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。		
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。		
		〈運用管理費用の配分〉(今後、変更されることがあります。)	委託会社	受託会社
		イ.の額(税抜)*	年率0.01%	年率0.015%
		ロ.の額(ロ.の総額に対する比率で表示しています。)	60%	40%
		※上記の運用管理費用の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。		
投資対象とするETF	年率0.75%程度	投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。		
実質的に負担する運用管理費用	<b>年率0.7775%(税込)程度</b>			
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただけます。</li> <li>※売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</li> <li>●受益権の上場にかかる費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。</li> <li>※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%)</li> <li>・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)</li> </ul> </li> </ul>			

※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### 〈税金〉

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金	
売 却 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 <sup>(注)</sup>	売却時の差益(譲渡益)に対して20.315%
解 約 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 <sup>(注)</sup>	解約時の差益(譲渡益)に対して20.315%
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 <sup>(注)</sup>	収益分配金に対して20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2026年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。